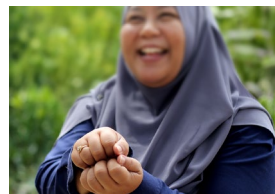


異議申し立て手続きのスケジュール

2023年3月1日発効

より詳細な情報は、DDSウェブサイトの情報パケットで確認することができます。
<https://www.dds.ca.gov/wp-content/uploads/2023/04/Information-Packet-Japanese.pdf>





通知書の手続き開始

地域センターは、現在のサービスを変更・終了する前、新たなサービスの提供をお断りする前、資格の付与をお断りする前、または資格を取り消す前に、通知書を送付します。



30日

通知書を受け取ってから30日以内、かつ措置案の発効日前であれば、現在のサービスの継続を求めて異議を申し立てることができます。これを支援支給保留といいます。

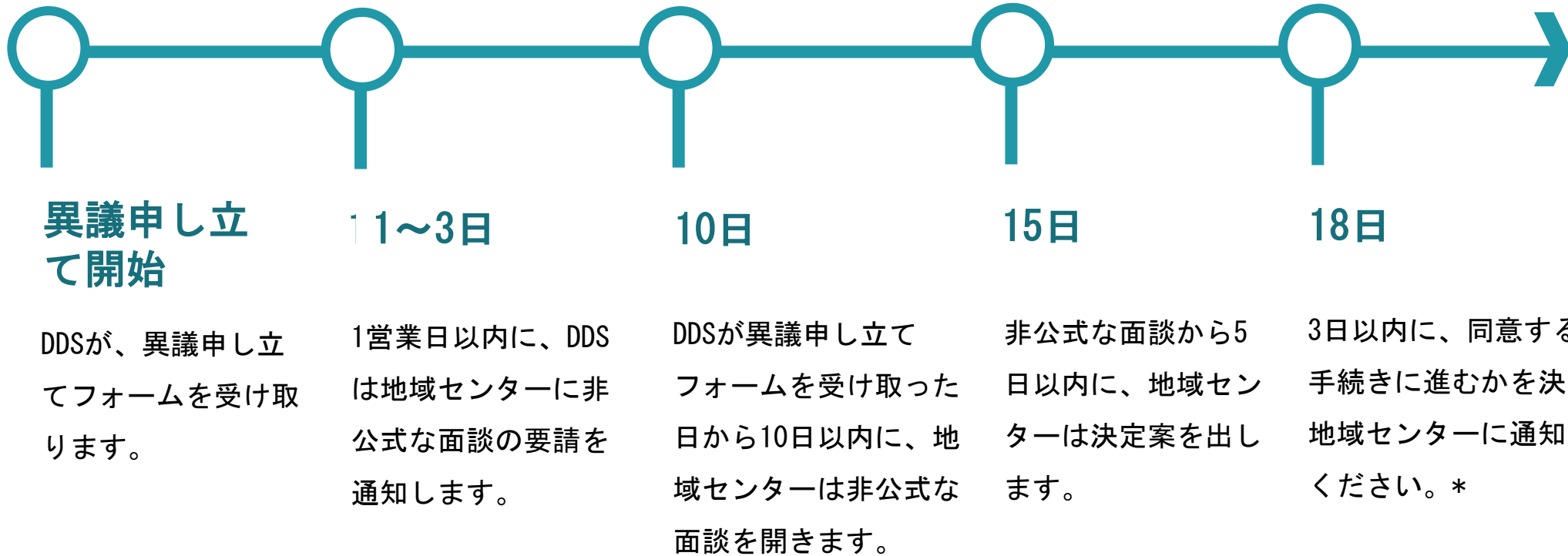


60日

通知書を受け取ってから60日以内であれば、異議を申し立てることができます。

*特に断りのない限り、すべての「日」は「暦日」です。

異議申し立ての手続き - 非公式な面談



選択肢：

- 取り下げ
- 調停
- 審議

*決定までの期間延長を要請することで、最初の審議の期限（90日以内）を延期することができます。

異議申し立ての手続き - 調停



地域センターは、1日以内にDDSと審議事務所に、調停に進む決定を伝えます。

DDSが異議申し立てを受け取ってから30日以内に、調停が開かれます。

調停から1日以内に、調停委員から解決案の写しが送付されます。その後、異議申し立て手続きに進むことができます。

選択肢：

- 取り下げ
- 審議

異議申し立ての手続き - 審議



異議申し立てを受理した日から50日以内に、審議が行われます。

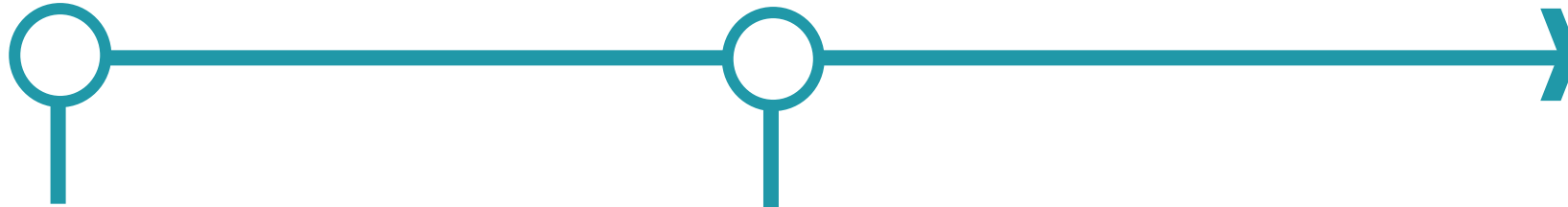
ほとんどの場合、審議事務所は審議から10日以内、異議申し立てを受理してから80日以内に最終決定を下します。*

あなた、または地域センターの選択肢：

- 再審の要請
- 裁判所への申し立て
- 決定事項の施行

*DDS理事長は、審議官の決定をレビューすることがあります。このレビューは、期限が延長されない限り、90日以内に行われます。

異議申し立ての手続き - 再審



91～105日

最終的な審議の決定から15日以内であれば、再審を求めることができます。*

92～120日

審議事務局またはDDSは、再審の要請を受け取ってから15日以内に、再審の要請を認めるか否かの決定を当事者に通知します。**

あなた、または地域センターの選択肢：

- 最終審決から180日以内に裁判所へ控訴
- 決定事項の施行

*再審により、異議申し立ての解決期限（90日以内）は延長されます。

**再審は50日後に行われ、それから40日以内に決定が出されます。

異議申し立ての手続き - 施行

審決



80~120日

最終審決から30日以内に、地域センターは、以下の場合を除き、決定事項を施行する必要があります。

- 決定の再審を要請された場合
- 例外的な事情により、延期された場合。